

(熊本市開発指導課からのお知らせ)

新型コロナウイルス感染症拡大を予防するための 開発許可申請等の郵送対応について

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、開発許可申請等は、「郵送」による対応が可能となります。

【対象】 開発許可申請（事前申請・本申請）、宅地造成工事許可申請、開発登録簿交付申請など

また、事前相談及び各種申請等については、従来通り直接窓口対応を行っています。
なお、窓口混雑を解消するために、事前予約のご協力をお願いします。詳しくは、
開発指導課にご相談ください。

■ 郵送時の留意事項

「郵送」による各種申請をご希望の場合、申請書等は「信書」になります。必ず、信書便を取り扱うサービスをご利用ください。詳しくは「信書のガイドライン（総務省 HP)」をご覧ください。（「メール便」や「宅急便」等での送付はできません。）なお、郵送に伴う送料等については申請者負担となりますのでご了承ください。

【参考】 信書便を取り扱う事業者及び信書を送付できるサービスの一例

（日本郵政）郵便書留、レターパック、スマートレター（佐川急便）飛脚特定信書便

「郵送」による各種許可証等の返送をご希望の場合、「信書便」にて返送いたします。
宛名を記入し、切手等を貼付のうえ、返信用封筒又はレターパックを同封ください。

■ 熊本市役所会計総室における証紙の郵送販売方法について

次のものを同封して現金書留により郵送してください。

① 証紙の代金

② 返信用封筒

404 円（84 円+320 円）分の切手を必ず貼付してください。（簡易書留で返送するため。）

※ 返信封筒には必ず郵便番号、住所、氏名を記入してください。

③ 次の事項を記載したもの（任意の様式でお願いします。）

(1) 必要な証紙の種類※とそれぞれの枚数、合計金額

(2) 連絡先電話番号

(3) 領収書については通常レシートを発行しますが、領収書が必要な場合は領収書に
記載する住所及び氏名

※ 証紙の種類：5 円、10 円、30 円、50 円、100 円、200 円、300 円、500 円、1,000 円、
3,000 円、7,000 円及び 10,000 円

■ 開発許可申請等の郵送提出についての問い合わせ先

担当部署名	申請先
熊本市都市建設局都市政策部 開発指導課 (熊本市役所 11 階)	〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 Tel 096-328-2507 Fax 096-351-2182 Mail kaihatsushido@city.kumamoto.lg.jp

■ 証紙の郵送販売についての送付先

宛て先	送付先
熊本市役所会計総室 (熊本市役所 2 階)	〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号